

第 21 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成26年9月29日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

## 第 21 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成26年9月21日（月曜日）

午前9時59分開議

午前11時16分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革に関する件
- (2) 道州制に関する件
- (3) 基礎自治体に関する件
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（15人）

委員長	溝口幸治
副委員長	高野洋介
委員	岩中伸司
委員	岩下栄一
委員	大西一史
委員	藤川隆夫
委員	松田三郎
委員	田代国広
委員	西聖一
委員	渕上陽一
委員	東充美
委員	磯田毅
委員	泉広幸
委員	前田憲秀
委員	甲斐正法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長	岡村範明
理事兼市町村・税務局長	檜木野史貴
人事課長	青木政俊
首席審議員兼財政課長	福島誠治
市町村行政課長	原悟

市町村財政課長 竹内信義

税務課長 斉藤浩幸

企画振興部

政策審議監 柳田誠喜

首席審議員兼企画課長 小原雅晶

健康福祉部

健康福祉政策課長 渡辺克淑

環境生活部

環境政策課長 正木祐輔

商工観光労働部

総括審議員兼

商工政策課長 高口義幸

農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中純二

土木部

監理課長 成富守

審議員兼

都市計画課課長補佐 太田雅道

教育委員会事務局

首席審議員兼

教育政策課長 能登哲也

事務局職員出席者

政務調査課主幹 山鹿公嗣

議事課主幹 榎原俊郎

午前9時59分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。

ただいまから、第21回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、1、地方分権改革に関する件、2、道州制に関する件、3、基礎自治体に関する件であります。

まず執行部から説明をいただき、一括して審議を行いたいと思います。  
それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課小原でございます。

それでは、まず地方分権改革関係について御説明いたします。資料、地方分権改革をめぐっていただき、3ページをお開きください。

ページの上から、地方分権改革のこれまでの経過を簡単にまとめております。

ページの一番下の枠囲み、第2次安倍内閣における動きについてでございますが、アンダーラインを引いております部分が、6月の当特別委員会で御報告させていただいた以降の新しい動きでございます。

まず6月30日には、内閣府主催の地方分権改革シンポジウムが開催されております。これは、国が初めて全国的な規模で行う地方分権改革に関するシンポジウムであり、安倍総理も出席され、本日は新しい分権改革の始まりの一日としたいとの発言がありました。

次に7月15日ですが、6月の当特別委員会でも御報告しましたが、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案募集が締め切られております。本県からも16件の提案を行いました。こちらについては後ほど詳しく説明いたします。

一番下の行ですが、今年3月に第2次安倍改造内閣が発足し、新設された地方創生担当・内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域)には、石破茂自民党前幹事長が就任されました。地方分権改革及び道州制については、この石破大臣の所管となっております。

資料をめぐっていただき、4ページをお開きください。

昨年6月に成立した第3次一括法に係る本県の取り組み状況について、今議会での提案条例とこれまでに制定したものに分けて記載

しております。

まずページ左側の、(1)今議会での提案条例というところがございます。

1つ目は、熊本県民生委員定数条例ですが、これは市町村の区域ごとの民生委員の定数を定める条例でございます。

2つ目は、熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例でございますが、これは指定居宅介護支援事業に係る人員や運営に関する基準を定める条例でございます。これら2つの条例が成立いたしますと、第3次一括法で整理が必要な基準条例が全て制定済みとなります。

なお、ページ右の欄、(2)これまで制定したものでございますが、こちらには平成26年2月定例会において整備された7条例を記載しております。説明については、省略させていただきます。

5ページをごらんください。

本年5月に成立した、第4次一括法に係る権限移譲の工程表でございます。こちらは、第4次一括法への対応に係る工程をあらわしたものです。前回の委員会でも御説明しており、それからの大きな修正等はございません。

なお、県から熊本市への権限移譲に関しては、移譲事務の内容や業務量について庁内で調査を行い、その結果を熊本市へ提出しております。

6ページをお開きください。

この資料からが、地方分権改革に関する提案募集、いわゆる提案募集方式に関連するものとなります。本資料では、提案募集方式における地方からの提案状況について、提案主体、種類、分野の3つの区分に分けて記載しております。

まず左上の1、提案主体に係る区分ですが、全体で953件の提案がなされおり、そのうちの約7割に当たる650件が都道府県からの提案となっております。なお、都道府県につ

いては、47全ての都道府県から提案がっており、本県からは16件の提案を行っております。この16件については、後ほど説明いたします。

市区町村からは196件の提案がっており、提案市区町村数は67となっております。なお、県内市区町村からは熊本市より1件、合志市より2件、計3件の提案がなされております。そのほか一部事務組合等、全国的連合組織、地方公共団体を構成委員とする組織から提案がなされており、これらはそれぞれ関西広域連合、全国知事会、九州地方知事会などの組織からの提案となっております。

次に左下の表、2、提案種類に係る区分をごらんください。

上から、権限移譲が366件、地方に対する規制緩和が525件、権限移譲または規制緩和に関連する見直しが2件、対象外とされた提案が60件となっております。全体で953件の提案がなされておりますが、その後検討されているのは、対象外とされた60件、下から2行目のところですが、これを除くと全部で893件となります。

最後に右側の3、提案分野に係る区分をごらんください。

さまざまな分野から提案がなされております。特に100件以上の提案があった分野としては、農地・農業分野が147件、医療・福祉分野が202件、産業分野が109件となっております。

7ページをごらんください。

提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項について御説明します。

今まで説明いたしました地方からの提案については、提案ごとに内閣府が重要性などを判断して幾つかの分類分けを行っており、特に重要なものと判断された提案については、地方分権改革有識者会議の下に設置された、大学教授等の有識者で構成される、この提案募集検討専門部会で取り上げることとされま

した。

ページの左側、太線の枠囲みに記載されている部分が提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項となっております。

太枠のところでございますが、上段Aの①、これまでに議論されていなかった事項であって特に重要なものとして76件、40項目。下のBの①、これまでに議論されているが、その後情勢変化等のある事項であって、特に重要なものとして76件、18項目。合計152件が上がっております。

なお、件数の横の括弧書きで項目数が記載されておりますが、これは複数団体から出された同様の提案の件数をまとめて1項目とした数になります。

枠囲みの下の米印のところですが、特に重要なものについての基本的な考え方が記載されており、2つ目の丸、地方創生と人口減少の克服に関連するものや、3つ目の丸のところですが、多数の団体から提案されているものなどが特に重要なものとされております。

次にページの右側ですが、ただいま御紹介した重点事項とならなかった事項については、基本的に事務局を中心に検討・整理を行う事項とされております。この中でもAの②、Bの②、Cの3つに分類がなされておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に、ページの最下部、一番下の行のところの注1でございますが、農地転用に関する権限移譲など79件については、農地・農村部会という専門部会で議論されることとなっております。

以上893件が、これらの分類に区分され検討がなされております。

8ページをお開きください。

地方からの提案については、内閣府より各府省に意見照会がなされており、8月29日に各府省の第1次回答が公表されましたので、御説明いたします。

この表は、各府省の回答を実施、手挙げ方

式による実施など、上の欄でございますが、6項目に分類した一覧表となっており、右から2番目の縦の欄、農地・農村部会において検討中の区分以外については、AからEまでの記号が付されてございます。

一番下の行が、各区分の合計数になっております。その数字を使って、左の列から簡単に御説明いたしますが、実施とされた件数が9件、手挙げ方式により実施とされた提案が1件、対応不可とされた提案が817件、現行規定により対応可能とされた提案が103件、提案の実現に向けて対応を検討とされた提案が57件、農地・農村部会において検討中とされた提案が73件となっております。

複数府省に係る提案については、それぞれの府省に複数計算しているため、合計の1,060件と、検討対象となった893件とは一致しませんので、御留意ください。なお、これらはあくまでも第1次回答であり、現在提案の実現に向けて調整が行われているところでございます。

9ページをごらんください。

本県からの提案を、7ページで御説明いたしました重点事項などの分類で整理した資料です。

一番上の、最上段の枠囲みに記載のとおり、本県からは16件の提案を行い、そのうち4件が提案募集検討専門部会で検討整理を行う重点事項とされました。

また、2、事務局を中心に検討・整理を行う事項が9件、下の枠囲みのところでございますが、9件でございます。

ページ下から2行目3、農地・農村部会で議論する事項が2件、4、対象外とされた事項が1件となっております。

10ページをお開きください。

ここからが、本県の提案の具体的な内容になります。

このページでは、Aの①、提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項（これまで

議論されていないもの）について御説明いたします。左から提案項目名、提案概要等、共同提案の有無、各府省の第1次回答の回答区分を記載しております。

まず1つ目に、応急仮設住宅の入居期間の延長についてです。これは、2年間と定められている応急仮設住宅の入居期間を、被災地域の実情に応じて延長できるよう求めるものです。九州地方知事会との共同提案になっており、厚生労働省の第1次回答はC、対応不可とされています。

2つ目に、医療法人の認定要件の緩和(1)についてです。これは、社会医療法人の認定要件であるへき地医療への支援実績について、へき地診療所だけではなく、へき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とするよう求めるものです。共同提案はなく、厚生労働省の第1次回答はC、対応不可とされていますが、第1次回答の後の検討調整の状況を内閣府に確認したところ、現在は一定の要件のもとで認められるよう検討を進めるとされており、分類で言うとEの提案の実現に向けて対応を検討に近いものとなっております。

3つ目に、社会医療法人の認定要件の緩和(2)についてです。これは複数の県に医療施設を設置している医療法人について、当該施設の設置エリアが1つの定住自立圏内にあるなどの場合は、1つの県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取り扱いをするよう求めるものです。九州地方知事会との共同提案になっており、厚生労働省の回答はE、提案の実現に向けて対応を検討とされています。

なお、2番と3番の項目については、8月21日に開催された第3回提案募集検討専門部会においてヒアリングが行われており、本県健康福祉部が対応しております。

最後に、麻薬小売業者間譲渡許可に係る権限移譲についてです。これについては、ほぼ提案項目名のとおりですが、麻薬小売業者間譲

渡に係る許可権限を国から都道府県に移譲するよう求めるものです。佐賀県、大分県との共同提案となっており、各府省の回答はC、対応不可とされております。

続きまして11ページをごらんください。こちらはAの②、事務局を中心に検討・整理を行う事項（これまで議論をされていないもの）の一覧です。

一番下の7番の、英語教育強化地域拠点事業の対象要件緩和については、本年6月に実施した国の施策等に関する提案でも、要望を行っているところでございます。それぞれの提案の説明については、省略させていただきます。

12ページをお開きください。

まず上段の表ですが、Bの②、事務局を中心に検討・整理を行う事項（これまで議論されているが、情勢変化があるもの）が1件あり、これについては本年6月に実施した国の施策等に関する提案でも要望を行っております。

次に2番目の表ですが、C、A・B以外のもの（これまで議論されており、情勢変化のないもの）が1件。

最後に下段の表ですが、農地・農村部会で議論する事項が2件となっております。それぞれの提案の説明については、省略させていただきます。

13ページをごらんください。

県内市町村からの提案についてでございます。

県内市町村からは、熊本市、合志市から計3件の提案がなされており、全てAの②、事務局を中心に検討・整理を行う事項（これまで議論されていないもの）に分類されています。

各府省からの第1次回答については、熊本市からの提案がE（提案の実現に向けて対応を検討）。合志市からの提案2件がD（現行規定により対応可能）とされています。それぞ

れの提案の説明については、省略させていただきます。

14ページをお開きください。

九州地方知事会、全国知事会からの提案について、重点事項等の分類ごとに件数のみを記載しております。

九州地方知事会からは26件が提案され、そのうち10件が提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項、16件が事務局を中心に検討・整理を行う事項とされました。

なお、九州地方知事会からの提案26件には、先ほど説明した本県と九州地方知事会の共同提案6件を含んでおりますので、御留意ください。

全国知事会からは4件が提案され、2件が事務局中心に検討・整理を行う事項、その他の2件が、農地・農村部会で議論する事項とされました。

15ページをごらんください。済みません、縦書きとなっております。

本年の提案募集方式に係る全体スケジュールでございます。

最近の動き及び今後の予定のみ御説明いたします。

まずは、ページの左側、中ほどに「調整②」として点線で囲ってある部分、枠囲みをごらんください。

真ん中の枠囲み一番上の行ですが、先月8月29日に提案団体、地方六団体への意見照会がなされ、今月12日までに各団体が意見を提出しております。本県からも、ほとんどの提案について各府省からの第1次回答に対して意見を提出したところです。

なお、各団体から提出された意見については、今月の26日に内閣府のホームページで公表されております。このように、提案募集方式に係るやり取りについては、今後も全てホームページで公表される予定です。

同じ今月26日には、提案団体、地方六団体が提出した意見を踏まえて、所管府省への2回

目の意見照会②でございますが、アンダーラインを引いている部分でございます、それらの各所管、府省からの回答期限が、——枠囲みの10月のところでございますが——10月10日とされております。ここで出てくる各府省の回答が、いわゆる第2次回答として公表されることになると思います。

次にその下、調整③でございますが、一点線の枠囲みのところですが、10月から11月にかけて国・地方間で最終調整を行うことになっております。

続いてページの右側でございます、10月欄のところをごらんください。

10月の下旬に地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議が開催され、中間取りまとめがなされることとなっております。

その下ですが、11月には提案募集検討専門部会が開催され、重点事項の個別協議や対応方針案の検討がなされることになっております。

最後に一番右下の部分ですが、それまでの調整等を受け、年末までに地方分権改革有識者会議と、その下に設置されている提案募集検討専門部会の合同会議において、対応方針の了解、地方分権改革推進本部及び閣議にて対応方針を決定することになっております。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告いたします。

18ページをお開きください。

道州制関係につきましても、6月の当委員会開催後、国レベル及び全国知事会や全国町村会等、地方六団体等の大きな動きがあつておりませんので、8月に鹿児島で開催されました第11回九州地域戦略会議夏季セミナーについて御報告をいたします。

まず、18ページの上段でございます。

夏季セミナーについて記載しております。夏

季セミナーとは、九州・山口の各県リーダーが一堂に会し、さまざまな課題について意見交換を行うことで、九州はひとつの実現に向けた共同意識の醸成、九州独自の発展戦略の推進の一助とするため、平成16年度以降毎年開催されております。今年度は8月に開催され、九州・沖縄・山口各県の知事や県議会議員、九州経済4団体の役員、大学関係者ら総勢140名が出席しております。

18ページの下段に、本県並びに九州経済同友会が共同幹事を務めた第5分科会の概要を記載しております。「地方分権の進展と自治体の未来」ということで、「2 論点」に記載していますとおり、地方分権改革の進展や人口減少・少子高齢化社会の到来などの情勢を見据え、広域自治体である県や住民に身近な地方公共団体としての市町村が住民サービスを持続的に提供できるよう、地方自治体のあり方についての議論を深めることを目的として討議しました。

19ページをごらんください。

1つ目、上のほうですが、丸にありますとおり各課題提起者から、次行に記載しているような課題の提起があつております。

こういった課題提起を受けて、本県知事を初め、経済界、大学関係者の総勢30名の方々が意見交換に参加し討議を行いました。

2つ目の丸に、意見交換における主な討議内容を記載しております。その中で、これからの基礎自治体のあり方について、1つ目と2つ目のポツでございますが、限りある資源の中、地域住民との協働が極めて有用、また基礎自治体間の横の連携、小規模基礎自治体に対する県、将来の道州の補完的な役割を促進するような意見がありました。

また、上から4つ目のポツですが、道州制に向けて現行の制度でできるところから着実に進めることが求められる一方、本格化する人口減少社会を見据えて、各分野ごとの具体的な議論を積み重ねることが必要といった道州

制についての意見もございました。こういった意見も含めて、翌日の全体会議で座長から報告がなされております。

この夏季セミナーは産学官のトップが一堂に会して議論をする場であり、今回のセミナーを通じて人口減少・少子高齢化社会の到来など情勢を見据えた自治体のあり方について議論が深まり、共通認識が醸成されたことは有意義であったと考えております。

なお、このセミナーで得られた結果が今後の九州地域戦略会議の具体的な施策に直結するものではございません。

道州制についての説明は、以上でございます。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

基礎自治体に関する件につきまして、御報告いたします。

22ページをお願いいたします。

基礎自治体に関しましては、6月議会で地方自治法の改正等について御報告いたしましたが、本日は広域連携に関します動きや先進事例について御報告いたします。

まず22ページですが、法改正等につきましては御説明をいたしましたので、(4)でございますが、地方圏での広域連携のイメージ、これも6月議会でお示ししておりますが、地方圏としましてはまず①の定住自立圏、②の地方中枢拠点都市、③の広域連携、④の都道府県による補完が想定されております。この順番で、最近の動きや先進事例等を御紹介いたします。

まず、①の定住自立圏でございます。22ページの下段にありますとおり、中心市と近隣の市町村が役割分担・連携することで、圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏での定住促進を図るため平成20年度に国が創設した制度でございます。

23ページは、ことし8月1日時点の全国状況でございます。全国で80の圏域において

取り組みが実施されておまして、本県では、地図に載っておりますとおり山鹿市、天草市、人吉市が中心市として掲載されております。

申しわけありません縦書きになりますが、24ページをごらんいただきたいと思っております。

こちら県内の状況でございますが、6月議会で報告しました以降の動きとしましては、八代市におきまして、先週9月25日に市議会最終日に八代市長が、氷川町と芦北町を近隣市町村とする中心市宣言が行われ、今後は具体的な連携策の協議が行われるということでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

定住自立圏の取り組みの先進事例としまして、埼玉県秩父市の例を御紹介いたします。真ん中ほどに地図がございますが、秩父定住自立圏は埼玉県の北西部に位置し、中心市の秩父市の人口約6万7,000人、定住自立圏の相手方は近隣4町は人口約4万人ということで、本県で言えば玉名市と玉名郡4町に近い規模であります。秩父市は左上のほうでございますが、平成21年に中心市宣言をし、同年9月に協定を締結し、翌年22年3月に共生ビジョンを策定しております。

なお、この秩父市自身も、平成17年に4市町村合併で誕生した新しい市でございます。また、今回の連携の相手方である4町とは、その合併協議のときに1度、秩父市郡市一体の合併を検討した地域でもあります。

定住自立圏の主な取り組みでは、下段のとおり医療、産業振興、水道の広域化等で取り組みに定評がございます。

左の上のほうに書いてありますが、定住自立圏の取り組み後、効果の1つとして、人口の減少率が若干改善しているという効果があります。

それでは、26ページをお開きください。

地方中枢拠点都市圏構想について御説明い



たします。

6月議会後の動きとしまして、6月27日に熊本市を含む9団体のモデル事業が選定されております。26ページの下段から27ページにかけての9団体でございます。

さらに8月25日には、総務省が地方中枢拠点都市圏構想推進要綱を策定しております。26ページの上段のほうに書いております。

目的、趣旨としましては、地方圏におきまして圏域の中心都市が近隣市町村と連携をして、人口減少に対する、いわば地方が踏みとどまるための拠点を形成するとされております。手続としましては、定住自立圏と同じく中心市が宣言をいたしまして圏域全体の経済を牽引し、圏域全体の住民の暮らしを支えるという役割を中心市が宣言する、意思表示をするということから始まります。その後、連携協約を提携しまして圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定し、最後に都市圏ビジョンの策定を行って具体的な取り組みを確定いたします。

なお、この構想につきましては26年度、今年度はモデル事業を実施いたしまして、来年度から本格的に実施される予定となっております。

28ページをお願いいたします。

その中で、熊本市の例について御紹介いたします。熊本市は、左上のほうにあります熊本都市圏協議会に属しております13市町村との連携を中心にモデル事業に取り組まれる予定となっておりますが、その枠組みの下のほう、ちょっと小さいんですが、米印でその他協議中の市町村ありとなっております。これは推進要綱の中で通勤・通学10%以上の市町村とも協議を行うことが望ましいと要綱でされておりますために、熊本市では現在、ここに書いております市町村以外に玉名、山鹿、菊池、南阿蘇、氷川との協議も行われるところでございます。

主な取り組みにつきましては、下段のお

り圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上について、それぞれ今後具体的に取組みをされる予定と聞いております。

29ページをごらんください。

内部組織の共同設置というのが平成23年の地方自治法で改正され、書いておりますように地方公共団体が共同で設置できる組織が拡大をされております。

この改正を受けまして今回御紹介いたしますのは、全国では大阪府から大幅な権限移譲を受けております市町村が、その受皿として豊能地域と南河内地域で取り組まれている事例でございます。

まず①の豊能地域ですが、ここは2市2町で共同処理センターを設置しまして、大阪府から移譲されました児童福祉、障がい者福祉などの事務など4分野52事務を共同処理しております。共同処理の効果として年間で14人分、1億2,000万円の人件費削減効果があると試算されております。

②は、同じく南河内地区も3市2町1村で南河内広域事務室を設置しまして、こちらも大阪府から権限移譲されました事務3分野40事務につきまして共同処理をしております。こちらも共同処理の効果としまして人件費の削減、処理の迅速化、県費の効率化、専門性の高い業務に対する対応が実現したとされております。

30ページをお願いいたします。

こちらも、6月議会で地方自治法の改正で説明しました事務の代替執行、そのときも御説明しましたが、ある村の村道の維持管理を県が代替執行するというイメージ図を載せております。事務委託と違いまして、村の基準で県が維持管理をするというのが特色でございます。こちらのモデル事業につきまして、30ページ下段のとおり、鳥取県と大分県の県による補完がモデル事業として採択されております。

具体的には、31ページの鳥取県の例を御紹介いたします。

地図がちょっと見にくいところですが、鳥取県の西部に、島根県と接する7町村があり、その近くに米子市という大きな中心市があります。こちらが島根県の松江市と定住自立圏を形成しているため、この7町村は定住自立圏の圏外にあります。そこで、ただ、いずれの町村も単独自治体では職員数も限られておまして、町村間での連携というのが困難な状況にあります。

そこで鳥取県では、災害復旧における人的支援や技術的補完の分野と電算システムを活用した連携の2つの分野について今年度モデル事業を通して、県が町村の補完を行うに当たっての方法や課題等を検証することになっております。

以上で、基礎自治体に関する県の報告を終わります。

○溝口幸治委員長 次に報告事項がございますので、小原企画課長から報告をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課小原でございます。

それでは、引き続きまして報告事項として、人口減少問題等について御報告いたします。

別冊になります、1ページをお開きください。

まず、人口減少問題に係る国の動向について御説明いたします。

資料の左側、上の欄でございますが、日本創成会議の試算について記載しています。

本年5月8日、日本創成会議が国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来推計人口のデータをもとに、地方から大都市圏への人口移動が収束しない場合における2040年までの若年女性、20歳から39歳の数を試算しています。

その結果、若年女性が2040年までに50%以上減少する市町村は896自治体、全体の49.8%と推計しています。そのうち県内市町村は、26自治体が消滅可能性都市とされています。資料の左下でございますが、本年6月24日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太の方針のうち、人口減少問題に関連する部分を抜粋しています。改革・変革を進めていくことにより描かれる望ましい将来像に向けた道筋として、50年後に1億人程度の安定した人口構造保持を目指し、個性を生かした地域戦略と、地域における集約・活性化を進めることで、働く場所があって暮らし続けられる地域社会をつくることなどが示されています。

今後の4つの課題の対応として、右側のほうですが、①から④が掲げられています。

うち③の、日本の将来像に向けた制度・システム改革の実施については、その下に太字で3つの黒四角で抜き出しております。

まず1番目の黒四角でございます。財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡大、少子化対策を充実。

2番目の黒四角で、地方自治体の創意工夫や努力がより反映されるよう行政サービスの提供のあり方、政策手段等を大胆に見直す。

3つ目の黒四角。地域の活力の維持、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少克服を目指し、総合的に政策を推進。このための司令塔となる本部を設置するとされています。

資料の右側3分の1の欄でございますが、人口減少問題に対する国の動向を記載しております。

9月以降の動向について、政府においては9月3日に内閣改造がなされ、先ほども申し上げましたが、地方創生担当大臣が新たに設置されました。あわせて、まち・ひと・しごと創生本部も設置されております。

今後の政府の動きとして、本日29日から開

会された臨時国会において、まち・ひと・しごと創生法案が提出される予定とされています。

また、年内をめどに、50年後に1億人程度の人口を維持するための長期ビジョンと、人口減少克服、地方創生の観点から制度・政策を総点検し改革を実行するため、2020年までの今後5年間の総合戦略を策定することとされています。

あわせて、平成27年度政府予算についても地方創生を重要政策として位置づけた予算編成が行われるものと考えております。

次、2ページをお開きください。

全国知事会等の動きとして、全国知事会、地方六団体、九州地方知事会の動きを記載しております。

まず全国知事会ですが、1つ目の黒丸のところです。本年5月29日に、我が国の再興に向け国策として少子化対策の抜本強化をという提言がされています。これは、国の骨太方針策定に向けて、国の少子化対策の抜本的な強化・拡充及び少子化対策と女性の活躍促進のための安定財源の確保について提言したものです。

次の黒丸のところですが、7月15日から16日にかけて開催された全国知事会議において、少子化非常事態宣言が取りまとめられ、8月に安倍総理大臣に手交されております。

この宣言は、近い将来、少子化が進み、地方の多くが消滅し、都市部へ波及しかねないと指摘。少子化対策を国家的課題と位置づけ、国と地方が総力を上げて取り組み、思い切った政策を展開すべきときであることを宣言したものです。この宣言の全文について参考までに枠囲みに記載しております。説明は省略いたします。

なお、9月22日に全国知事会に地方創生対策本部が設置されています。全国知事会としての具体的な政策提案を行うこととしております。

次に、3ページをお開きください。

上段に、地方六団体の提言である地方創生の推進に向けてを記載しています。8月27日に地方六団体が自由民主党総務部会関係合同会議に出席し、地方創生の推進に向けて要望しております。この提言を抜粋したものを、枠囲みに記載しております。地方意見の反映と情報提供、法令、制度等の見直し及びまち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)の創設などの2点について提言がなされています。詳しい説明は省略いたします。

下段に、九州地方知事会の特別決議について記載しております。去る6月2日の九州地方知事会において、人口減少社会への対応についての特別決議がなされております。この特別決議を抜粋したものを、枠囲みに掲載しております。

1の、人口減少社会に対応するための体制の構築及び2の、地方の自由度が高い安定的な恒久財源の確保の2点について、国に求めています。詳しい説明は、省略します。

次に、4ページをお開きください。

熊本県と熊本県町村会の意見交換会についてです。

上段の意見交換会の概要ですが、先月8月29日に、将来の人口減少社会を見据え、個性を生かし持続的に自立した地域経営ができるよう議論を深めるため、本県知事、副知事と熊本県町村会役員の意見交換会を行いました。中段に町村長の主な意見について記載しております。

町村長からは、数々の御意見をいただきました。上から御紹介いたします。

国が先頭になって取り組んで、企業が地方に分散して地方で働ける場が必要。

東京一極集中は正は当然だが、九州では福岡、熊本でも熊本市その周辺に集中。地方へ分散することが重要。

農林水産業の活性化も含め雇用の場をつくることが重要。働く場があれば、定住促進や少

子化の歯止めにもなる。

地域資源を生かした取り組みのほか、技術や人材の維持確保が重要。都市部の高齢者を出身地や本籍地といった地方の施設等に呼び込めば、そのお世話をする若者の雇用創出になる。

行政単位が広域化すると個性が光るまちづくりをやっていけるか、行政サービスの水準低下が心配。

将来の夢のあるまちをつくるためには、ソフト事業とハード事業の組み合わせをする必要。

地方創生法案には期待。自治体ごとに課題があるが財源がないと前には進まない。財源をとっていききたい。といった御意見をいただいております。

下の段に、今回の意見交換の結果について記載していますが、1つ目の丸でございますが、この意見交換の場で蒲島知事から、人口減少社会に突入する中でも、過度に悲観的にならず、それぞれの地域のメリットを精査して進めていくことが大切。その上で、県と町村が同じ方向を向いて連携して取り組むことが重要ではないかとの呼びかけがありました。町村会側も了承いただき、この人口減少問題に対して県と町村が連携を強化することで一致したところです。

また2つ目の白丸のところですが、人口減少社会を見据え、個性を生かし、持続的に自立した地域経営ができるよう今後も議論していくことで一致しております。

この意見交換会を通じて蒲島知事は、地方創生や人口減少、過疎化問題について町村長の皆様の危機意識が非常に高く、国や県に対する期待も大きいものがあるところを受けとめたところでございます。

最後に5ページでございます。

地方創生・人口減少問題に関する熊本県の取り組みについて御報告します。

本県では、国におけるまち・ひと・しごと創

生本部の設置を契機として、人口減少、過疎化、家族や地域の絆の再生等の課題に一層積極的に取り組むため、今年9月10日に「幸せ実感まち・ひと・しごとづくり本部」を速やかに設置いたしました。この本部は、知事を本部長とし副知事、各部局長で構成しております。

3、今後の取り組み方向に記載しておりますとおり、この本部を中心に新4カ年戦略の取り組みを重点化、加速化し、また新たな取り組みも加えて課題への対応を一層強化してまいります。

具体的には、施策の企画・立案、展開を行い、さらにはこれまで以上の情報発信や国への施策提案等を行うこととしております。既存の施策や取り組みにとらわれない、部局の枠組みを越えた新しい発想や熊本ならではのチャレンジで人口減少問題に取り組むこととしております。

報告については、以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

どの分野からでも結構ですので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○大西一史委員 いろいろと御報告がありましたけれども、分権改革関係の提案募集方式ですよね、これについては熊本県としても、いろいろ具体的な提案をしたということで、知事会とかとも連携しながら出したということなんですが、——これどれ見たらいいのかな、8ページ見たら一番いいのかな——全国から1,060提案がある中で、各府省からの第1次回答というのは817件が対応不可と。つまり、ほとんどが門前払いされたような状況にあると、地方からの提案がですね。これが、地方からの提案が、ある意味では第1段階では受け入れられなかったということが、もう如実にあらわれているんですけども、

この辺をまずどう受けとめているかというのが1つと。それから、例えば熊本県が実際に具体的に提案をしたり、幾つかの中で、例えば社会医療法人の認定要件の緩和なんかについては、——これ10ページですけれども——対応不可なだけけれども提案の実現に向けて対応を検討するかもしれないというような状況だということで、これから、まずは第1次回答なんで、その次の段階に行く中で、具体的な提案で今対応不可とされているもので少し見込みがありそうなものって、どういうふうに想定しているかというのを、ちょっと聞かせてください。

○小原企画課長 今、委員からの御指摘は、対応不可が817件ということで、ほとんどの数で、これについてどう考えるかということでございますが、これにつきましては確かに予想以上に不可が多かったなと思っております。ただ、これが出た後、各提案団体のほうから内閣府のほうで非常に丁寧に協議を行っていただきまして、現在それを受けて各府省のほうに再度、2次回答を検討するように言っておるところでございます。

昨日の閣僚懇談会においても石破大臣のほうから各大臣に対して真剣に見直すようにということで、大変強い指示があつてございます。地方分権改革有識者会議の提案募集検討会の専門部会において各府省ヒアリングを行っていますが、現行制度の説明に終始した回答もあつたと承知していると。各大臣はリーダーシップをとって、發揮して回答してくれということでございます。

先ほども申し上げましたように、今後ホームページで全て各府省からの提案の内容についても公表されることになっておりますので、今後この817件の対応不可のうち、どれだけその対応が可能になるかということについては、期待をして見ているところでございます。

それと、それ以外の部分でございますが、可能性については、まずはEの部分については積極的に今後検討を、協議を重ねていきたいと思っておりますし、Cについてもあきらめることなく内閣府との協議を進めて、各府省のほうに働きかけを行っていきたく思っております。これとあって、選別ということではなくて。

○大西一史委員 これ一体、各府省が今の現行の法律でいけば、当然これは対応できませんよという話なので、これを、じゃ、どうその地方の意見を踏まえて法改正をしていこうということかと、あるいはそういうことが可能じゃないかということ、やっぱり努力しようとすることは私は地方分権という意味合いにおいてはやっぱり重要だと思うんですね。だって、これでもう対応できませんよということであれば、もう地方からアイデアを出しても一緒だということですよ。ところが今度、きょうその法案で地方創生のためのこの法案が出されるということで、これは、だって国から何か押しつけて、こうやろうということじゃなくて、地方からのいろんなアイデアを踏まえて国のほうで対応を考えて地方創生につなげていきたいと思いますということなので、そういう意味では、まずこの提案募集方式においてのこの対応状況を見ていると、今後非常にこれは何とかな、地方がもうやる気をなくすようなこの第1次の回答になったと言わざるを得ないというふうに思うんですね。そこは、やっぱり国に対しても一応その各提案団体から内閣府あたりに非常にそれぞれ説明をしたということで、丁寧にやっているということで、まだ理解はこれから深まっていくのかと思いますけど、熊本県からの提案でほとんどがCですよ。これはやっぱりちょっとないんじゃないのかなと、私は憤りを感じているところなんです。

あとは、市町村からの提案もちょっと少な

いかなという感じはやっぱり個人的にはしますが、これは今後、地方創生法案が通った後やっぱりいろんなアイデアを地域から出していくということにはなっていくんだろうと思うんだけど、やっぱり国には、もうちょっと地方がやる気になるようにやっていただきたいということで、県の当局のほうからもぜひお願いをしっかりとさせていただきたいというふうに、お願いします。

○松田三郎委員 今の大西委員の御質問に関連で、同じく8ページですけど、確認といたしますか、企画課長の私見でも結構でございますが、対応不可という分類は、ほかの項目の一応区分分けからすると多いので、相当量が対応できないということです。

で、大西委員の御指摘にもありましたように、例えばDとかEを考え合わせると、現行の法律あるいは現行の制度ではできませんというのが、たぶん素直な読み方なんだと思います。ただ、いい中を考えると、したいけどできないんですというような意味合いなのか、できないししたくもありませんというような意味合いも含むのか。それによって、今、大西委員おっしゃったように、今後この817が大幅に減ることはないにしても、かなりEのほうにいくとかいう期待も若干持てるかもしれませんが、するつもりはありませんというようなニュアンスも含めてならば、大西委員御指摘のように非常に今後の、例えば地域創生等々のいろいろ地方から出そうというモチベーションも上がらないんじゃないかと思っておりますので、その辺の感触といいますか、わかる範囲で結構でございます、教えていただければ。

○小原企画課長 私見でも結構ということでございますので、私のほうは見た感じを申し上げますと、こちらの一覧表でございますが、やはりこのDとEのあるものをやっぱり

AとBのほうに持っていくのが、まず一番現実的ではないかと思っております。

そのDに関しては、現行規定により対応可能じゃないかということなのですが、それだったら最初から、それもわからず申請したのかということになるんですが、実はこれは運用上、今まで担当の府省に確認したところ、できませんという回答だったんですね。でも今回、提案募集方式のシステムができたことによって、いやできますよと言い始めてきたところも結構含まれているところがございます。ということであれば、やはりその中で、やっぱり要綱とか法律の中にもきちっと明記をしてくださいということになりますので、このDに関しては当然、今後実施という方向に向かうんじゃないかと思っております。

それからEに関しましても、今後の提案に向けての対応を検討ということですので、これについてもCからAになっていますということで段階は上がっていますので、これについても可能性としてはやはり対応不可よりも実現可能性が高いんじゃないかというふうに理解しております。

○松田三郎委員 例えば、大西委員は門前払いとおっしゃいましたが、事務的に今の制度ではできないんですよと、これは誰でも言えるわけですよ。それでできるんだったら、例えばDなり別のあれになるわけでしょう。どうも、やっぱりしたくないのが感じ取れるなという状況なのかどうか、その点だけちょっと教えていただきたい。

○小原企画課長 その雰囲気について、ちょっと私何とも申し上げられないのですが、先ほどちょっと御紹介した石破内閣特命担当大臣らの閣僚懇談会で申し上げた中で、先ほど申し上げたように、府省側は現行制度の説明に終始した回答もあったと。政府としては地方分権を推進する立場から、地方からの提

案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組むとともに、仮に提案に実現困難な場合がある場合にも、その理由を制度を所管する関係府省が具体的な根拠を示して、明確かつ迅速に説明する必要があるというふうに示しておりますので、私としてはこの閣僚懇談会での大臣の指示に期待するところでございます。

○松田三郎委員 府省によってもその対応は違うんでしょうし、またその項目によっても、ただ対応不可と書いてあるとインパクトありますけれども、項目によっては対応は違うんだろうと思いますので、結構です。

○溝口幸治委員長 今の関連ありますか。はい、前田委員。

○前田憲秀委員 私も全く同じ感想を持ったところなんですけれども、逆にこのAとB、実施しますというのと手挙げ方式で実施します、まあ1件ですが、これ1%にもならないわけですよね。例えば、この中で本県が提案した以外のものなんですけれども、何か参考になったなとかいうのはあるんですか。それとも、もうこれぐらいなら提案しなくてもなるなという印象なんですかね。そこら辺はどうなんですか。

○小原企画課長 実施と手挙げ方式が9件と1件で、合計10件でございます。複数省庁にまたがる提案があつておるものですので、実際は8項目あつて、うち権限移譲が3項目、規制緩和が5項目でございます。主だったもので申し上げますと、実施の中で1つが、水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直しというのがございます。これは昨今の例の水素、自動車の件でございますけれども、水素ステーションの設置については従来の規制の中では想定されていない事項があ

る、欧米に比べて必要以上に厳しい安全基準が定められている状況でございます。よって、この水素ステーションの設置促進のため、速やかに規制を緩和してほしいといったのがございます。

また、もう1つ漁船の登録事務というのがございまして、毎月大量の報告を水産庁に行っていますが、事務の簡素化のため、毎月行っている報告を年1回にするとともに、漁船原簿副本の提出を廃止するよう求めるものでございます。

また、この1件の手挙げ方式の部分でございまして、これは物流に関するものでございまして、事業者から申請のある総合効率化計画の認定、認定事業者からの報告徴収、認定の取り消しなど基準の確認について権限の移譲を求めるものでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 私もその内容をまだ詳しくは精査をしてないんで何とも言えないんですけども、基本的には権限はなかなかそんな簡単には手放せないよという背景があるのかなという感想も持ちますが、やはりこれが本県であるこの地域主権と道州制を合わせた特別委員会の大事な部分じゃないのかなという気はいたします。ですからガンガン、こういうのを発信しているんだけど国が認めないとか、いろいろ文句をつけているというのは、大いにこの委員会の中でも発信をしていただきたいなという要望されていただけですか。

○溝口幸治委員長 はい。これ関連で、ほかにありますか。

○岩中伸司委員 今議論されていますが、どうも説明を伺ってて、これは職員が大変忙しい時間があつたんだなというふうな思いはしているんですけども、どうも地方分権改革の

提案の募集締め切りがあっているんですが、それに対していろいろ、熊本県からは16件提案されたということですが、提案する前の熊本県としての集約は何件ぐらいそれぞれあったんですか。絞る前それぞれに呼びかけられてされたと思いますが。

○小原企画課長 うちの取りまとめの段階では絞っておりません。出てきたのは全て上げております。

○岩中伸司委員 そうしたら16件ということで、それ以上はなかったということですね。

これ説明を伺っていたらどうも、具体的な話になってあれですけども、提案をした中身でいけば、例えば具体的には12ページで、これは第1次回答はC判定ですけども、ハローワーク業務の権限移譲ということを求められているんですね。ハローワーク業務に係る権限を国から都道府県に移譲することということをされているんですが、具体的この現状と都道府県に移譲する場合ということが私にはちょっと理解できにくい部分もありますので、簡単に説明いただければと思います。

○高口商工政策課長 お答えいたします。

ハローワークの権限移譲につきましては九州知事会からの共同提案ということで提案をさせていただいた案件でございます、対応不可というふうなことについて非常に残念であります。

県と国と分けてやることについてはどうかということですが、国のほうもこういった取り組みについて全く無関心ということではなくて、現在、熊本市の水道町のほうでワンストップで県と国のほうで一体的な事業というのを実施いたしております。だから、そういった部分というのは非常に効果的に動いているものと思っておりますし、それからこういった流れを受けて国のほうではハローワークの

求人情報、これを県のほうでも使えるというふうになっていまして、9月の9日からジョブカフェランチ、各振興局にございますけれども、こちらのほうで利用できるようになりました。

今後、まだ使い始めたばかりでございますので、この状況を見ながらそのメリット、それから幾つかの県ではいわゆる特区をやっている県もございますので、その成果を見ながら、またこれについては要望というか、再度その効果を見極めながら要望していくことになるかと思っています。

○岩中伸司委員 九州知事会からの提言という共同提案の中身ということですけども、そういう説明もございます。今説明を受けた中でいけば、それで都道府県へ権限移譲ということでいけば、私はかえってマイナスになる部分が多くなりほしくないかなというふうな気もしたりするんですね。これに限ってきょう議論するつもりはありませんけれども、全体を通してそういう提案をしなければいけないのでやっていくと、県として本当に、地元の地域としてこのことがどういう具体的な事例で必要なんだという根拠がやっぱり弱いんで、やっぱりC判定とかそういう形にずらっとなくなっていくのではないかなというふうな気がするんですね。ですから、もう少し何かびしっとというか、的を得た、確信を得るような根拠をやっぱりつくっていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。それについては答弁は要りませんので、私の思いだけ伝えておきます。

○藤川隆夫委員 1次回答を見ると、府省庁は恐らくその気がないんだろうなという気しかしないんですけども、ただ逆に熊本県から16件、あと熊本市から1件、合志市から2件ということで、熊本県内の市町村からの提案というのは少なかったような気がするんで



すが、結局、提案すればそれに対する、通った場合にはやっていかなければいけないという部分もあるかというふうに思います。各市町村自体がこの提案をどのように受けとめて、逆に県に対して相談があったのかなかったのか、そして提案されたところも県と相談をされた上での話なのか、その付近ちょっと教えてください。

○小原企画課長 まず全体の件数でございますけれども、これは恐らく熊本県だけではなくて全国的な傾向だと思っております。先ほど申し上げたとおり7割近くが都道府県からの提案で、市町村数のうちで、全国で市を除いた町村からの提案は全国で12件しかあってないというような状況でございます。これに関しましては、この制度ができる前の国のアンケートに関しまして、やはり市町村にとっては分権を受ける側の体制に対して非常に課題があるということをはっきり申し上げておられますので、そういった意味ではなかなか分権で手を挙げてくれ、提案してくれと言っても、そこはなかなか難しいものであるんじゃないかと思っております。

なお、この熊本市と合志市については、事前の提案についてはちょっと私のほうで確認しておりませんので、済みません。

○藤川隆夫委員 ほかの市町村からも、要は相談がなかったということという形でいいんですかね。

○小原企画課長 各部局のほうでは、挙げる前に協議があっているものもあるかと思いますが。

○原市町村行政課長 市町村につきましては、内閣府と市町村直接のやり取りになりますので、どういう提案があったかどうかについても、ちょっと県のほうでは当時は把握

しておりませんでした。

○藤川隆夫委員 わかりました。はい、結構です。

○溝口幸治委員長 ちなみにですけど、例えば市町村が挙げようかなと思って県に相談したけど、そういうのは挙げぬほうがよかという指導はないですね。ないですね。

今、藤川委員がおっしゃったところはものすごく重要なポイントで、1,060件を見ながらの議論も大事なんだけれども、実は足元の熊本県は16件で県内の市町村は3件だったというのをどう捉えるかなんですよね。これは多いか少ないかというのは一概には言えないとしても、それぐらいの気概があるのかなのかというのは非常に大事な視点なので、これはまだ1発目の提案募集方式なので、市町村では大体様子見て次の段階でとかいうパターンが多いので、この辺その市町村に対してこ入れというか県としての支援というか、そういうのも含めて今後ちょっと準備をしておいてほしいなというふうに思います。

その上で何かありますか、課長。

○小原企画課長 この分権の提案募集のシステムというのは、今後の創生会議の中で来年から地域でも計画をつくらなくちゃいけないんですけれども、いろんなプロジェクトをつくっていく必要が出てくると思います。そういった意味では、やはり新たな取り組みをすることにおいて、いろんな規制緩和や事務権限の移譲の必要が出てくる、そういったものも出てくると思われますので、そういったものもセットにして市町村には協議を、あるいは支援をしていきたいというふうに考えております。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。（「ほかので、いいですか」と呼ぶ者あり）は

い、ほかので結構です。

○岩中伸司委員 道州制の問題については、私はどちらかというと否定的にずっと一貫して考えているんですが、これは部長が最高責任者ですかね、知事が九州地方知事会で九州はひとつとか言われる中身ですね。単純な質問ですけども、いつもそう思ってたんですが、—これは何ページか—18ページの資料にも、九州地域戦略会議夏季セミナーが開催をされてますが、その目的に九州・山口の各県リーダーが云々ということで九州はひとつの実現。山口県は九州に入っとつとですかね。私はちょっとわからぬ、その辺が。どうですかね。

○小原企画課長 九州地方知事会の中では、九州、山口、沖縄入っております。

○岩中伸司委員 知事会として言うと沖縄も山口もこの入れてですね議論するときには、九州はひとつというのは失礼やなと私は思うんですよね。ここでも、もう明文化されているんですよ。これは山口がおとなしいな、優しい人ばかりやなと思いますが、九州、山口のリーダーが集まって九州はひとつと言う。だけん、山口は早く九州に入りたいと思っているのかどうなのか。

○小原企画課長 ちなみに、山口県は中国の地方知事会にも入っておられます。で、恐らくは山口は下関、北九州に近いんで、かててくれではないですけども、一緒にとすることでおられるんで、それは認識された上で御参加をなさっておられるというふうにご考えております。

○岩中伸司委員 どうもしっくり私はいきませんね。そういうことで何となくわからぬでもないわけですけども。

それと、県としての具体的な提案ではないんで、このセミナーの中で書いてあるやつで、わかれば答えていただきたいんですが、次のページの19ページに、課題の提起ということでありますね。その4行目に、道州制の実現で、高度な自治機能の配置や民間企業の本社機能の獲得につながり云々と書いてありますけれども、高度な自治機能という、これはちょっと私も理解できぬのと、民間企業の本社機能を九州に本社を持ってくるといことなのか、何か民間のやつは自由な資本の今の動きの中で、こんなことは何か本当、全て文字の羅列でごまかしているなという気がして仕方がありません。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、この辺は県がつくったんじゃないかなってんですね、答えるににくいと思いますが、どう理解していいんですかね。

○小原企画課長 これは委員がおっしゃいましたとおり、本県で書いた文言ではないので、あくまでも推測でしかお答えできませんけれども、高度な自治機能といえますのは、やはり九州政府としてスケールメリットを生かして、いろいろな海外戦略とか地域の振興策とかいうのができるという意味であろうし、民間機能の本社機能というのに関しましても、九州全体が一体となって企業を誘致したり新しく企業を起こすという意味においては、その本社機能につながるという意味ではないかと思っております。

○溝口幸治委員長 まあ書いてならぬけんですね。

○岩中伸司委員 県が主体じゃなかもんですね、尋ねるのがあれかなと思ったんですが、どうも今もしっくりいかないままですので、皆さんもそうじゃないかなというふうな思いでお聞きしたところです。

この中でずっといくなら、道州制を本当に

進めていこうという本気性が、私はないほうがいいと思うんですが、何かこうポーズでやっているような気もして仕方がない。その後の主な討議内容の中でも、県の役割を何らかの形で残すという制度設計をせないかぬということも書いてあるんで、どうもこの道州制は頭から早くなくしてしまうほうが、本当に地域の生活者と一致した今のやっぱり自治体の中でどう住民と向き合うかという機能を生かしていくようにせないかぬなという思いをしっかりと持つところです。この特別委員会ではほんに場所違いかもしれぬですけど、そういう思いも持っているところです。意見として言うておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。（「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）はい。

○泉広幸委員 地方分権についてですけども、やはり地方からの提言ということで、一番多いのが厚生、農林、経済、国土、やはり私たちの身近な問題が一番、地方からの声というのは多いのかなと思っておりますけれども、この結果を見ると、やはりこの地方分権なかなか進まないなという考えなんです、私は。

そこで、今後そういった地方分権が進んでいくのかなとは私は思っておりますけれども、それとあわせて、やはり各省庁の権限がなかなか移譲できないのかな、進まないなと思っておりますけれども、今執行部としてどういう考えを持っておられますか。

○溝口幸治委員長 県から市町村への。

○泉広幸委員 県から国への。国から県に含めて、そういう権限移譲がなかなか進まないなという考えでありますけれども、そういう中で今の執行部としてどういう考えを持って

おられるのかなと。

○小原企画課長 これまで長年、分権施策が進められてきたわけですが、今回の提案募集以前は、もう国が決めたメニューをしょって分権を進められてきたと。そういった意味では非常に、最後のほうになってきますと余り細かな分権、権限移譲ということで実際実のあるものが少なかった、あるいは権限移譲にしてもいろんな制約の中での規制緩和であったりしたんですが、今回この提案方式というのは、やはり画期的なシステムでございまして、これまでは出先機関の事務権限移譲だったのが、本省も含めてあるいは自治事務だけじゃなくて法定受託事務も全て含めたところでの地方が主体的に分権を進むことができるということに関しては、今後やはりこの流れを、毎年毎年これは行われるということになってございますので、さらに内閣府ときちっと協議をしながらこの成果を上げていくことが一番必要であるというふうに考えております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。（「1つだけ済みません」と呼ぶ者あり）はい。

○大西一史委員 人口減少問題等について御報告がありましたけれども、きょうから国会のほうでまち・ひと・しごと創生法案というのがこれから提案されて審議をされるというふうに思いますけれども、これについては私も本会議で少しいろいろ聞きましたけれども、なかなかまだ法案の概要がよくわかってないので、はっきりしたことは言えないというのが現状だったかなと思いますが、法案の概要もある程度ちょっと今出てきました。

ここで、まずはこの創生法案に対応するために今からやらなければいけないことだと思いますが、1つは第9条で、都道府県はま

ち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるとい  
うようなことが努力規定で入っているんです  
けれども、これはやはり総合戦略をつくって  
いくというのはそう簡単に短期間でぱぱっ  
とできるものではないと思っているんです  
が、これのスケジュール的にですよ、1年  
ぐらいでやろうと思っているのか、それとも  
もうちょっと時間をかけてやろうと思ってい  
るのかですね。年度内というのはなかなか簡  
単にはできないと私は思うんですよ。それ  
とあと、市町村もこれは努力規定で、これ10  
条で努力義務で入ってますけれども、そう  
なるとやっぱりこういうものをつくり上げ  
るときは、ただ単にペーパーにするんじゃ  
なくて、さっきいろんな議論が出たように、  
地方からの市町村の意見とかも含めて、あ  
る程度集約しながら、僕は総合戦略とい  
うのは書いていくべきだろうなというふう  
に思うんですね。その辺の進め方はどうい  
うふうに今、この法案が出る段階でイメ  
ージされているのかを教えてくださいん  
ですけれども。

○小原企画課長 国においては、この創生法  
案きょう提出されましたけれども、ことし12月  
いっぱいまでに国は、まず50年後1億人を  
目標とした長期ビジョンをつくられて、それ  
と同時に総合戦略を策定されるというふう  
に伺っております。また委員がおっしゃ  
ったこの創生法案の中に書いてある地方版  
をつくるということになっておりますが、  
これについては、まず県が国と同様に50  
年先を見据えたビジョンをつくるとして  
おります。このビジョンが今後の推計値  
がどうなっていくのか、目標をどう定め  
るのか、あるいはいろんな意味で独身男  
性は何人いるとか結婚がどうだ、ある  
いは希望する子どもの数が何人だとか、  
そういったのを含めてまずはそのビジョ  
ンを策定することによって、将来の人口  
をどこまで保っていくのかと。それに伴  
ってどういう戦略をつくっていくか、ど  
ういう行動を起こす

かという戦略をつくっていくことになる  
と思います。この戦略は平成20年が目  
標年度になっています。20年の当初とい  
うふうに聞いておりますので、もう既に  
15、16、17、18、19年度が計画期  
間になっております。

ということを考えますと、今後、国から  
いろんな通知や指示がきてやり方も進め  
方もいろいろあると思いますけれども、  
(発言する者あり)ごめんなさい。平成  
じゃなくて西暦2020年、オリンピック  
の年の3月末が目標というふうにも聞  
いております。ということになりますと、  
1年越えてつくっていたら、もうほとん  
ど残りが少なくなってしまいますので、  
基本的には来年度のできるだけ早い時  
間に策定をしたいと思っております。

また市町村も、ここに書いてありますよ  
うに策定しなくちゃいけないんですけ  
れども、それについては国と県のも踏ま  
えた上でつくるといふふうにもなっ  
てございますので、そういった意味では  
できるだけ早くつくって、市町村がそ  
の総合戦略を策定する過程においては、  
県のほうもしっかりとバックアップを  
していきながら進めていきたいという  
ふうに思っております。

○大西一史委員 今ある程度、来年の  
早い時期にはそのビジョンというのを  
出したいということで、県なりに出さ  
れるということで、それからやはり一  
番大事なことは市町村ですよ、今から  
人口減少もまさに直面していくわけ  
ですから、具体的な課題が相当出てく  
るだろうと思うんですよ。そういう  
ときに、やっぱり焦ってとにかく計  
画だけをいつまでに締め切りでつ  
くりなさいみたいな画一的なや  
っぱりやり方じゃなくて、本当に腰  
を据えたものにしないとできない。  
だけど、さっきの話のように、提  
案方式のようになかなか、じゃ  
地方から提案をしようと思っても  
その体制が市町村の中でできてい  
ないとか、あるいは、じゃ市町村  
の戦略をつくらうと思っても

体制がなかなかとれないということも、マンパワー的に無理だというのが出てくると思うんですね。そのときにはやっぱり相当県が補完をして、リードをしながらこの戦略というのをつくっていかなきゃ、私はならぬというふうに思っていますので、その辺はぜひよく協議しながら、必要に応じて県がかなりの部分で手を入れてつくっていくということは必要なんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、続きまして閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのようにいたします。

これで本日の会議は終わりましたので、終了したいと思います。

本日は、お疲れさまでした。

午前11時16分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長